

防衛省組織令の一部を改正する政令案参照条文

○国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）（抄）

（地方支分部局）

第九条 第三条の国の行政機関には、その所掌事務を分掌させる必要がある場合においては、法律の定めるところにより、地方支分部局を置くことができる。

（内部部局の職）

第二十一条（略）

2・3（略）

4 官房、局若しくは部（実施庁に置かれる官房及び部を除く。）又は委員会の事務局には、その所掌事務の一部を総括整理する職又は課（課に準ずる室を含む。）の所掌に属しない事務の能率的な遂行のためこれを所掌する職で課長に準ずるものを置くことができるものとし、これらの設置、職務及び定数は、政令でこれを定める。官房又は部を置かない庁（実施庁を除く。）にこれらの職に相当する職を置くとときも、同様とする。

5（略）

○防衛省設置法（昭和二十九年法律第六十四号）（抄）

（地方防衛局）

第三十一条 本省に、地方支分部局として、地方防衛局を置く。

2・3（略）

4 地方防衛局の名称、位置、管轄区域及び内部組織は、政令で定める。

○防衛省組織令（昭和二十九年政令第七十八号）（抄）

（衛生監、施設監、報道官及び審議官）

第十条の三 大臣官房に、衛生監一人、施設監一人、報道官一人及び審議官六人を置く。

2・4（略）

5 審議官は、命を受けて、防衛省の所掌事務に関する重要事項についての企画及び立案に参画し、関係事務を総括整理する。

（米軍再編調整官及び参事官）

第十条の四 大臣官房に、米軍再編調整官一人及び参事官四人を置く。

- 2 (略)
- 3 参事官は、命を受けて、防衛省の所掌事務に関する重要事項についての企画及び立案に参画し、関係事務に関し必要な調整を行う。  
(地方防衛局の内部組織)
- 第百六十七条 北海道防衛局、北関東防衛局、南関東防衛局、近畿中部防衛局、九州防衛局及び沖縄防衛局に、それぞれ次長一人を置く。
- 2 次長は、地方防衛局長を助け、地方防衛局の事務を整理する。
- 3～5 (略)

附 則

(地方協力局の所掌事務の特例)

- 3 地方協力局は、第九条各号に掲げる事務のほか、当分の間、駐留軍等の再編(駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法(平成十九年法律第六十七号。以下「駐留軍再編特別措置法」という。))第二条第二号に掲げる駐留軍等の再編をいう。附則第九項において同じ。)に伴いアメリカ合衆国において我が国の負担で実施される事業に関する事務をつかさどる。

(大臣官房審議官に係る特例)

- 4 当分の間、第十条の三第一項の審議官のうち一人は、関係のある他の職を占める者をもつて充てられるものとする。
- 5 第十条の三第一項の審議官(前項に規定するものを除く。)のうち一人は、平成二十八年三月三十一日まで置かれるものとする。

(地方協力局地方協力企画課の所掌事務の特例)

- 9 地方協力局地方協力企画課は、第四十一条各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる期間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。

期 間	事 務
平成二十九年三月三十一日までの間	<p>駐留軍等の再編に伴いアメリカ合衆国において我が国の負担で実施される事業に関すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>一 駐留軍再編特別措置法第四条第一項の規定による再編関連特定防衛施設の指定及び駐留軍再編特別措置法第五条第一項の規定による再編関連特定周辺市町村の指定に関すること。</li> <li>二 再編関連振興特別地域(駐留軍再編特別措置法第七条第一項に規定するものをいう。以下同じ。)の指定に関すること。</li> <li>三 再編関連振興特別地域整備計画(駐留軍再編特別措置法第八条に規定するものをいう。)の作成に関すること。</li> <li>四 再編関連振興特別地域の整備に関する重要事項に係る関係行政機関の事務の連絡調整に関すること。</li> </ol>